# 選し、「は、「現程」

平成 年 月 日 制定

# 役員退職慰労金•弔慰金規程

#### (総則)

第1条 当社の取締役または監査役(以下役員という)が退職したとき、または役掌が大きく変更したときは、株主総会の決議を経て退職慰労金 を支給することができる。

### (目的)

第2条 この規程は、役員の退職または法人税法上基本通達による分掌変更等の場合に、一時金および分割払いによる支給を行い、もって役員在



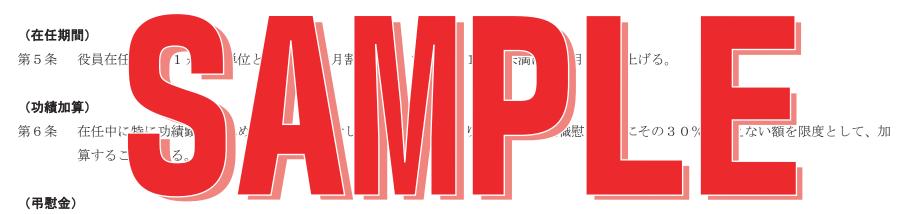
# (算定基準)

- 第4条 退職慰労金の算定は、次の各項目をそれぞれ乗じた額とする。
  - 1. 退任時最終報酬月額
  - 2. 役員在任年数
  - 3. 退任時役位別倍率

ただし、算定額に万円未満の端数がある場合は万円単位に切り上げる。

#### (退任時役位別倍率)

退任時役位	倍 率	退任時役位	倍 率
取締役会長		常務取締役	
取締役社長		常勤取締役	
取締役副社長		使用人兼務取締役	
専務取締役		監査役	



第7条 任期中に死亡したときは、次の金額を死亡退職金とは別に弔慰金として支給する。

業務上の死亡の場合 …… 円

・ 業務外の死亡の場合 …… 円

# (支給時期)

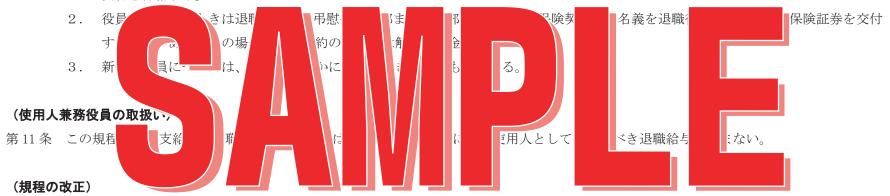
第8条 退職慰労金・弔慰金の支給時期は原則として株主総会の決議または承認後 ヵ月以内とする。

#### (死亡役員に対する死亡退職金等)

- 第9条 1. 死亡した役員に対する死亡退職金・弔慰金は遺族に支給する。
  - 2. 遺族とは配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

#### (生命保険契約の締結)

第10条 1. 会社は退職慰労金・弔慰金の支払いに際し、一時的な資金負担を軽減するため、保険会社との間で、役員を被保険者とする生命保険 契約を締結する。



第12条 この規程は、改定権を有する取締役会の決議をもって随時改正することができる。

## (その他)

第13条 本規程に定めなき事項については、取締役会で協議決定する。

## (施行日)

第14条 この規程は、 年 月 日より施行し、施行後に退職する役員に対して適用する。

# 役員退職慰労金・弔慰金に関する取締役会議事録



# 役員退職慰労金(生存退職金)支給に関する株主総会議事録



以上の決議を明確にするため法規に従い、この議事録を作り、議長および出席取締役全員がこれに記名捺印する。



平成

年

議長 代表取締役

月

日

代表印